



Y's Consulting Limited

最新中国経済ニュース
2014年8月号 No.1408

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大厦 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大厦 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖区建設路 1072 号東方広場 10 楼 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《財政部 企業会計準則-基本準則を修正する事に関する決定》
2. 《国家稅務總局 重大稅務違法案件情報公開弁法(試行)》
3. 《國務院 企業情報開示暫定條例》
4. 2014年7月より施行の法律法規

主要經濟統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《財政部 企業会計準則-基本準則を修正する事に関する決定》

通達番号: 中華人民共和國財政部令 第 76 号

公布日: 2014年7月23日

財政部は、2014年7月23日付けで『企業会計準則-基本準則を修正する事に関する決定』(中華人民共和國財政部令 第 76 号、以下『決定』)を公布いたしました。

公正価値測定に関しては、2014年1月26日付けで財政部より『企業会計準則第 39 号-公正価値測定』が公布されており、国際財務報告基準(IFRS 第 13 号-公正価値測定)に対応し中国における公正価値の定義が修正されております。

当該『決定』は、「企業会計準則-基本準則」における公正価値の定義(基本準則第 42 条第 5 項)を、『企業会計準則第 39 号-公正価値測定』に合わせるための修正となります。

➤ 旧規定

公正価値測定において、資産と負債は、公正な取引において状況を熟知している取引双方が主体的に資産の交換または債務の清算を行なった金額により測定する。

在公允价值计量下，资产和负债按照在公平交易中，熟悉情况的交易双方自愿进行资产交换或者债务清偿的金额计量。

➤ 新規定

公正価値測定において、資産と負債は、市場参加者が測定日に発生した秩序ある取引において、資産を売却することにより受取ることができる価格又は負債を移転する為に支払うであろう価格により測定する(=出口価格)

在公允价值计量下，资产和负债按照市场参与者在计量日发生的有序交易中，出售资产所能收到或者转移负债所需支付的价格计量。

http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201401/t20140128_1040392.html

http://tfs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengbuling/201407/t20140729_1119494.html

2. 《国家税務総局 重大税務違法案件情報公開弁法(試行)》

通達番号: 国家税務総局公告 2014 年第 41 号

公布日 : 2014 年 7 月 4 日

財政部は、2014 年 7 月 4 日付けで『重大税務違法案件情報公開弁法(試行)』(国家税務総局公告 2014 年第 41 号、以下『弁法』)を公布いたしました。

当該『弁法』により、今後一部の重大税務違法案件は、税務機関により公開され、当該情報は関連する各行政機関に伝達される等の運用がなされることとなります。

主な内容は以下の通りです。

1. 重大税務違法情報公開

(1) 地市级以上の地方税務局による情報公開

- ・ 地市级以上の地方税務局によって決定

(2) 国家税務総局による情報公開

- ・ 費用の過大計上或は収入の過小計上等による追徴税額が 500 万元以上であり、かつ、当該追徴税額が納税すべき税額総額の 10% 以上の場合
- ・ 普通発行を虚偽発行する場合(総額が 5,000 万元以上)等

2. 公開される重大税務違法情報内容

(1) 会社情報: 会社名称、納税者番号、組織機構コード証番号、登録住所等

(2) 法定代表人情報: 法定代表人あるいは責任者の氏名、身分証明証番号等

3. 重大税務違法案件に関する措置

(1) 納税信用分類が D 類に分類される。

(2) 重大税無為法行為が、刑法に抵触する場合、工商行政管理局等に通報され、法定代表人は他の企業の法定代表人、董事、監査役及び高級管理職を務めることができない。

なお、納税信用分類が D 類に分類された場合には、国家税務総局が 2014 年 7 月 4 日付けで公布した『納税信用管理弁法(試行)』を公布することに関する公告に基づき、下記の措置がとられることとなります。

- ① 増値税専用発票の購入に関する補導期管理の適用
- ② 輸出還付税審査の強化、税務申告書等に対する審査の厳格化、税務調査頻度の増加
- ③ 税務規定違反があった場合の罰金額決定に関し、最低基準額を適用しない。
- ④ 各行政機関と情報を共有し、投融資、土地取得、輸出入、出入国、会社設立、安全許可、生産許可等各方面において、法に基づき制限或は禁止措置を実施する。

4. その他

上記重大税務違法情報、毎四半期終了後 30 日以内に税務機関の公式ホームページで公開され、公開日より満 2 年で公開欄から削除されることとなります。

当該『弁法』は、2014 年 10 月 1 日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c749786/content.html>

3. 《国務院 企業情報開示暫定条例》

通達番号: 中華人民共和国国務院令第 654 号

公布日 : 2014 年 8 月 7 日

国務院は、2014 年 8 月 7 日付けで『企業情報開示暫定条例』を公布しました。

2013 年 2 月 18 日に国務院から公布された『登録資本金制度の改革法案の印刷・公布に関する通知』(国発[2014]7 号)により、従来の年度検査制度が年度報告開示制度へ変更されたことに伴い、年度報告開示制度による工商行政管理局への企業情報の報告が開始されておりますが、当該企業情報等は、今後「企業信用情報開示システム」(中国語「企业信用信息公示系统」)による公衆開示がされることとなります。

『企業情報開示暫定条例』の主な内容は下記の通りです。

・ **企業信用情報開示システムにおいて開示される企業情報の範囲**

(1) 工商行政管理局により開示される情報(工商開示情報)

企業登記・届出情報、動産の抵当登記情報、持分の質入登記情報、行政処分に係る情報、その他法律により開示すべき情報

(2) 工商行政管理局以外の政府部門より開示される情報

取得した許可証に係る情報、行政処分に係る情報、その他法律により開示すべき情報

(3) 企業により開示される範囲(企業開示情報)

① 年度報告開示: 1 月 1 日から 6 月 30 日まで

・ 強制開示情報:

通信住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス、授權資本および払込資本(払込金額・払込時期および払込方法)、持分変更情報等

・ 任意開示情報: 公衆開示をするか否か決定することができる情報

従業員人数、総資産額、負債総額、対外担保、株主資本総額、売上高総額、主たる業務売上高、利益総額、純利益、納税総額

② 適時開示: 開示事由発生日より 20 営業日以内

払込資本(払込金額・払込時期および払込方法)に係る情報、持分変更に係る情報、行政許可に係る情報、知的財産に係る質入登記情報、行政処分に係る情報、その他法律により開示すべき情報

・ **信用制限制度(中国語:「信用约束机制」)の構築**

(1) 経営異常リスト(中国語:「经营异常名录」)

・ 規定期限内に「年度報告開示」義務を履行しない場合、または、規定期限内に「適時開示」義務を履行せず、工商行政管理局が指定する期限内においても開示しない場合

・ 開示情報に隠蔽或は虚偽がある場合

なお、今後実施される経営異常リスト管理に関しては、国家工商行政管理総局が 2014 年 8 月 19 日付けで『企業経営異常リスト管理暫定弁法』(国家工商行政管理総局令第 68 号)を公布しており、「経営異常リスト」に分類される条件が、上記以外にも下記のように規定されており、今後「経営異常リスト」に分類された企業は、「企業信用情報開示システム」において開示されることとなります。

・ 開示情報に隠蔽或は虚偽がある場合。

- ・ 登録住所(或は経営場所)を通じて連絡が取れない場合。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147920.html

(2) 嚴重違法企業リスト(中国語:「严重违法企业名单」)

- ・ 工商行政管理機関によって経営異常リストに記載された後満3年経過する場合「嚴重違法企業リスト」に分類された企業は、「企業信用情報開示システム」において開示されることとなります。

(3) 法定代表人の責任強化

「嚴重違法企業リスト」への記載がある企業の法定代表人或は責任者は、向こう3年間は他の企業の法定代表人或は責任者を務めることはできない。

(4) 連動影響体制(中国語:「一处违法, 多处受限」)

各関連部門は連動影響体制を確立し、企業信用情報開示システム等により企業信用状況を評価したうえで、「経営異常リスト」及び「嚴重違法企業リスト」への記載がある企業に対しては国有土地の譲渡等の面で制限措置がとられ、各関連部門による「一箇所で違法があれば、様々な箇所で制限を受ける」という運用がなされることとなります。

なお、上海市自由貿易試験区においては、上海市工商行政管理局により2014年3月3日付けで公布された「中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告開示弁法(試行)」および「中国(上海)自由貿易試験区企業経営異常リスト管理弁法(試行)」により、既に概ね同様の運用が開始されております。

当該『公告』は、2014年10月1日から施行されます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/23/content_9038.htm

2014年8月より施行の法律法規

2014年8月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《国务院 企業情報開示暫定条例》 通達番号: 中華人民共和國国务院令第654号

主要經濟統計

2014年7月主要經濟統計

固定資産投資: 212,770.45億元(完成額累計+17.0%)

6月貿易総額: 378,481,575ドル

第一次産業: 6,039.63億元(完成額累計+25.1%)

輸出総額: 212,891,063ドル(前年同期比+14.5%)

第二次産業: 109,120.01億元(完成額累計+13.9%)

輸入総額: 165,590,512ドル(前年同期比-1.6%)

第三次産業: 144,333.27億元(完成額累計+19.2%)

貿易収支: 47,300,551ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】

《上海市商務委員会等 多国籍企業による地域本部設立の奨励規定実施意見に関する補助規定》

通達番号:滬商外資[2014]348号

公布日 :2014年7月14日

上海市商務委員会等は、2014年7月14日付けで『多国籍企業による地域本部設立の奨励規定実施意見に関する補助規定』(滬商外資[2014]348号、以下『348号規定』)を公布しました。

上海市における多国籍企業地域本部に係る各種優遇政策は、主に『商務部令2004年第22号』、『滬府発[2011]98号』および『滬府弁発[2012]51号』で規定がされており、認定企業に対して補助金、奨励金の支給、出入国及び就業等が実施されておりますが、当該『34号規定』により、上記通達が規定する多国籍企業地域本部の基準に合致しない企業に対しても、一定の場合には外商投資企業を「地域本部型機構」(中国語:「总部型机构」)と認定し、出入国、外国人従業員の就業許可等の面で各種優遇政策が実施されることとなります。

『348号規定』の主な内容は下記の通りです。

1. 「地域本部型機構」の条件

実質的に地域本部の役割を果たしており、下記条件を同時に満たす場合

- ・多国籍企業の総資産額が2億米ドル以上で、中国国内で3社以上の外商投資企業を有し、そのうち少なくとも1社は上海で登記をしている。
- ・多国籍企業の地域業務総責任者と相応の機能と責任を有する高級管理人員が上海に長期間滞在。
- ・「地域本部型機構」の経営場所面積が500平方メートル以上で、かつ、本部運営管理の職能を履行する従業員が50名以上。

2. 優遇政策

(1) 出入国

- ・入国有効期限が1年を超えず、滞在期間が180日を超えないマルチビザを申請することができる。
- ・法定代表人、総経理、副総経理、財務総監は、有効期限5年の居留許可を申請することができる。部門経理は、有効期限4年の居留許可を申請することができる。一般従業員は、有効期限3年の居留許可を申請することができる。

(2) 外国人従業員の就業許可

- ・有効期限2年から5年の就業証を申請することができる。
- ・高級管理職及び高級技術人員は、『外国人專家証』を申請することができる。

<http://www.scofcom.gov.cn/wgtzgj/236486.htm>

【蘇州】

《責任制度の実行を推進 蘇州市第5監督検査チームが蘇州工業園區で安全生産検査》

8月8日午後、蘇州市第5監督検査チームが蘇州工業園區の多数の企業に対して安全生産検査を行い、危険化学企業や職業危害企業などの企業で実地検査を行った。蘇州市党委員会常務委員、園區工作委員会書記王翔氏、蘇州市総工会主席朱正栄氏、蘇州市消防支隊、園區組織人事局、環境保護局、安全生産監督管理局、公安分局、質量監督分局、園區消防大隊の主要責任者らが検査に参加した。

蘇州市第5監督検査チーム一行が前後して企業に赴き、作業場、倉庫などに深く入り、入念に検査を行った。主に企業の原料、廃棄物などの危険化学物質の積み上げが基準に合うかどうか、安全施設設備の配置が十分かどうか、それに安全制度の執行等の状況に対して検査を行い、摘発された問題を迅速に解決するように企業に要求した。

検査期間中、王翔氏は次のように強調した。一流の企業は一流の技術、一流の設備だけではなく、一流の安全生産環境を確保しなければならない。安全生産は企業発展の最も重要な基盤で、決して軽視してはいけない。企業は主体責任を負い、関連監督部門と積極的に協力し、安全生産基準を厳しく制定し、安全施設を充実させ、そして特に日常の管理制度において安全制度の厳格な執行に力を入れるべきだ。

企業の安全生産監督管理を一層推進するために、園區はグリッド化管理を積極的に実行し、企業情報登録システムを整備している。最近全区範圍の安全生産活動 会議を行い、安全生産検査特別活動を展開し、金属粉塵企業に対して企業の自己検査と自己解決を呼びかけ、専門家を集めて重点企業に対する共同「診察」を行い、安全生産を脅かす潜んでいる危険とリスクを最小限に抑えるよう取り組んでいる。次の段階では、園區は危険化学品安全性、道路交通安全性、消防安全性、建設工事安全性、「群租房」(部屋を複数の小部屋に仕切り、複数人に賃貸する行為)と住民危険家屋等の重点分野に対して検査と整頓・改善活動を展開する予定である。

【広東省】

① 《広州市国家税務局 電子税務登記証の実行に関する公告》

通達番号:2014年第3号

公布日 :2014年8月8日

広州市国家税務局は、2014年8月8日付けで『広州市国家税務局 電子税務登記証の実行に関する公告』(2014年第3号)、以下『3号公告』を公布しました。

当該『3号公告』により、今後広州市で新たに設立される企業の税務登記証は、旧来の「紙ベースの税務登記証」から「電子税務登記証」へ変更され、当該「電子税務登記証」は旧来の「紙ベースの税務登記証」と同等の効力を有することとなります。

当該『3号公告』は、2014年8月20日から施行されます。

http://www.gd-n-tax.gov.cn/pub/gdgsww/xxgk/ssfg/fgk/qbfg/dffg_760/gzsgjswj/201408/t20140815_476990.html

② 《広州市国家税務局 輸出発票電子情報に関する通達》

通達番号:

公布日 : 2014 年 8 月 25 日

広州市国家税務局は、2014 年 8 月 25 日付けで、公式ホームページにおいて『広州市国家税務局 輸出発票電子情報に関する通達』を公布しました。

当該『通達』により、今後広州市において、増値税輸出還付税制における輸出発票情報の電子化が実施されることになり、輸出企業は輸出発票を発行した日から一ヶ月以内に主管税務局に「輸出発票情報」を提供しなければならず、増値税輸出還付税の申告前に税務局に対して「輸出発票情報」を提供済みの企業は、増値税輸出還付税の申告の際に、紙ベースの輸出発票を提供する必要がなくなります。

当該『公告』は、2014 年 9 月 1 日から施行されます。

http://www.gd-n-tax.gov.cn/pub/gzsgsww/bsfw/tzgg/E020801/201408/t20140826_478870.html
